

子どもも大人も幸せに！ —子どもの人権を見つめよう—

「これはいったい何の数字？」

「二二三、二七四件」この数字が何を意味するか、おわかりですか。

これは、二〇〇一年度、一年間に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談件数です。前年の二倍、十二年前と比べると約二十三倍になります。この数



字はあくまでも相談所に寄せられた件数で、実際にはもっと数多くの児童虐待が起こっていると考えられています。

今こうしている間にも、どこかで虐待を受けて、苦しんでいる子どもがいるかもしれません。最も保護しなければならぬはずの両親や、まわりの大人からの虐待で、子どもたちの心や身体は傷つけられています。TVやラジオで毎日のように報道されていることに心が痛みます。

子どもたちの人権を無視し、一方的な都合やしつこいと言つて、自分のしている行為を正当化し、愛情だと言つて自らの要求を過剰に強い大人が多いのは事実です。しかし、子どもにも大人と同じように、「一人の人格を持つ大切な人間」として幸せに生きる権利があります。

子どもは一人の人格者

人類の長い歴史の中で、「子どもも大人と同様の権利を持つている」ことが考えられるようになったのは、最近になつてからのことでした。

私たちは、子どもを大人の所有物としてとらえていた現実があります。世界の各地では戦争や飢餓、性的虐待などにより子どもたちの人権が侵害されている現状が続いています。

一九八九年、世界ではじめて『子どもの権利』に関する条約が国連で採択されました。この条約は子どもも大人と同じように独立した一人の人格を持つている大切な人間であるという視点から子どもをとらえ直したものです。

子どもの権利条約って？

子どもの権利条約は、①生きる権利 ②育つ権利 ③守られる権利 ④参加する

権利の四つの権利から構成されています。

子ども自身が、国や大人に対して、これら四つの権利を要求することが保障されるために、この条約は作られています。子どもを保護の対象として見るだけでなく、独立した人格と尊い命を持つ一人の人間として尊重していくことが国際的な人権基準として求められているのです。

日本の国民の祝日として定められている五月五日は、「こどもの日」です。一九四八年に定められた法律には、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる」とあります。この日を子どもの日に定めた思いは、子どもの幸せと健全な成長への願いを込めたものではなかったのでしょうか。

さわやかな緑の風の中で、子どもたちははじけるような笑顔と元気いっぱいの声がいっまでもあふれる私たちのまちでありたいと願います。

【子どもの権利条約で保障された子どもの権利の4つの柱】

- ① **生きる権利**：防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
- ② **育つ権利**：教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- ③ **守られる権利**：あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。
- ④ **参加する権利**：自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。



子どもの人権相談窓口

▽福祉相談センター (☎23-11031) ▽子どもの人権110番(鳥取法務局・☎27-3751) ▽児童家庭支援センター (☎27-4153) ▽虐待防止ネットワーク鳥取 (☎20-3196)

問い合わせ先 児童家庭課
(☎20-3177)